

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	戸田 稔
登録番号又は法人番号	7 2 3 9 0 1 5 4
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所所在地	愛媛県西条市丹原町丹原 307
処分年月日	令和2年7月6日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>上記会員は、</p> <p>(1) 会費の納入について再三の催告、督促にもかかわらず、愛媛県行政書士会会則第10条第2項の会費を24カ月以上滞納し続けている。</p> <p>(2) 事務所変更届を未だに提出していない。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第6条の4（変更登録）</p> <p>行政書士法第13条（会則の遵守義務）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第17条（会員の処分）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第19条（個人会員の処分の種類）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第48条の4第1項（法令、会則の遵守等）</p>